

議員提出第5号議案

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める
意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成27年6月5日

安城市議会議員 宮 川 金 彦
〃 深 谷 恵 子
〃 石 川 翼

—提案理由—

この案を提出したのは、国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わ
ないよう国に要望するため。

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう 求める意見書

今年、第二次世界大戦終結から70年の節目の年である。戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっている。

安倍政権においては、昨年7月、集団的自衛権行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため、自衛隊の任務拡大を打ち出している。それを受け、今国会で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を可能にする武力攻撃事態法改正、自衛隊法改正、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため自衛隊を随時派遣できる恒久法国際平和支援法の新設、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能とする周辺事態法改正など、合計11本の改正を一括して、新しい安全保障法制の整備を行おうとしている。このことは、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力支援をするということである。この政府の安全保障法制に対する姿勢は、憲法第9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」を逸脱している。

安倍総理は、4月末の米国議会での演説において、一連の安全保障法制をこの夏までに国会で成立させると明言した。国民も国会もその内容を知らされていない中での発言であり、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題である。朝日新聞社の世論調査（5月16、17日）では、安全保障法制をいまの国会で成立させることに對し、「必要はない」が60%で、「必要がある」の23%を大きく上回っている。

現在、政府が行おうとしていることは、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものである。いま求められていることは、これまで日本国民が守ってきた平和を引き継ぐことである。

よって、安城市議会は国に対し、国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出第6号議案

安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月26日提出

安城市議会議員	永	田	敦	史
〃	武	田	文	男
〃	石	川	孝	文
〃	宮	川	金	彦
〃	杉	浦	秀	昭
〃	坂	部	隆	志
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和48年安城市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、出産」を削り、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条中「事故」を「公務、疾病その他の事故」に、「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第134条第1項中「付け」を「付」に改め、同条第2項中「附記」を「付記」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、出産に伴う会議及び委員会の欠席に関する事項を定める必要があるため。

議員提出第7号議案

低炭素社会推進特別委員会の設置について

安城市議会委員会条例（昭和42年安城市条例第47号）第5条の規定により、上記の特別委員会を次のとおり設置するものとする。

平成27年6月26日提出

安城市議会議員	宮	川	金	彦
〃	武	田	文	男
〃	石	川	孝	文
〃	永	田	敦	史
〃	杉	浦	秀	昭
〃	坂	部	隆	志
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

- 1 委員会の名称 低炭素社会推進特別委員会
- 2 設置の理由 低炭素化を通じた人や環境にやさしいまちづくりについて調査、研究する必要があるため。
- 3 設置の期間 平成27年6月26日から当該事件の調査が完了するまで
- 4 委員の定数 9人

－提案理由－

この案を提出したのは、低炭素化を通じた人や環境にやさしいまちづくりについて調査、研究する必要があるため。

議員提出第8号議案

まちづくり特別委員会の設置について

安城市議会委員会条例（昭和42年安城市条例第47号）第5条の規定により、上記の特別委員会を次のとおり設置するものとする。

平成27年6月26日提出

安城市議会議員	宮	川	金	彦
〃	武	田	文	男
〃	石	川	孝	文
〃	永	田	敦	史
〃	杉	浦	秀	昭
〃	坂	部	隆	志
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

- 1 委員会の名称 まちづくり特別委員会
- 2 設置の理由 主要駅周辺における市街地整備の推進、並びに産業振興と土地利用の調和に配慮したまちづくりについて調査、研究する必要があるため。
- 3 設置の期間 平成27年6月26日から当該事件の調査が完了するまで
- 4 委員の定数 8人

－提案理由－

この案を提出したのは、主要駅周辺における市街地整備の推進、並びに産業振興と土地利用の調和に配慮したまちづくりについて調査、研究する必要があるため。

議員提出第9号議案

健幸都市研究特別委員会の設置について

安城市議会委員会条例（昭和42年安城市条例第47号）第5条の規定により、上記の特別委員会を次のとおり設置するものとする。

平成27年6月26日提出

安城市議会議員	宮	川	金	彦
〃	武	田	文	男
〃	石	川	孝	文
〃	永	田	敦	史
〃	杉	浦	秀	昭
〃	坂	部	隆	志
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

- 1 委員会の名称 健幸都市研究特別委員会
- 2 設置の理由 市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに地域社会の中で生活し、豊かな人生を育むことができるまちづくりについて調査、研究する必要があるため。
- 3 設置の期間 平成27年6月26日から当該事件の調査が完了するまで
- 4 委員の定数 8人

－提案理由－

この案を提出したのは、市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに地域社会の中で生活し、豊かな人生を育むことができるまちづくりについて調査、研究する必要があるため。